

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

専門部会組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本連盟」という。）の定款第8章第58条の規定に基づき、業務遂行のため理事会に設置する専門部会（以下「部会」という。）の組織に関して必要なことを定めることを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、総務部会、普及指導部会、審判部会、競技会部会および選手強化部会とする。

2 総務部会は、定款その他の規程類の制定改廃、人事、財務、広報、会員登録、都道府県団体の整備、国際連盟その他の国内外の諸団体との連絡調整、その他総務一般および他の部会に属さない事項について所管する。

3 普及指導部会は、指導員の養成、普及に関するマニュアルおよびプログラムの作成ならびに普及講習会の実施に関する事項について所管する。

4 審判部会は、競技規則の制定改廃および解釈、審判員の養成、審判マニュアルの作成ならびに各種大会への審判員の派遣に関する事項について所管する。

5 競技会部会は、主催大会の開催および公認大会その他の地方大会の運営指導ならびに国際大会の誘致開催に関する事項について所管する。

6 選手強化部会は、選手の育成強化および国際大会への選手の派遣ならびにアンチドーピングに関する事項について所管する。

7 部会は、会長ならびに理事会の諮問に応じて、所管する専門事項に関し、調査、研究、企画立案、審理および運営を行う。部会には、理事会の承認を受けて委員会を設置することができる。

(構成)

第3条 理事は、会長、副会長および専務理事を除き、理事会の選任により前条第1項に規定するいずれかの部会または同条第7項に規定する委員会に所属する。

2 前項の部会または委員会には、理事以外の委員を置くことができる。委員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 部会長および副部会長は、会長が理事会の承認を受けて任命する。

(任 期)

第4条 部会の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

第5条 部会または委員会は、必要に応じ、部会長が招集する。

2 部会長は、部会または委員会の議長となり、所管事項を総括処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(議事内容)

第6条 部会長は、部会または委員会を開催した場合は、その議事内容および結果を必要に応じ会長その他の関係理事に報告しなければならない。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成26年6月8日から施行する。旧規程は廃止する。